



豊富な営業経験等を有する“流通のプロ”が 皆様の首都圏での商談をサポートします!!

申込締切
平成 29 年
5 月 19 日

「首都圏から全国へ販路開拓を行いたい!!」
「首都圏に売り込みたいけど、
アポイントがとれずどうして良いか分からない…」
「売れる商品にブラッシュアップしたい!!」

ひょうごの美味し風土拡大協議会(事務局：兵庫県庁消費流通課)では、兵庫県ブランド産品(農林水産物・加工食品)の全国でのブランド化や販路開拓を進めるため、食品・流通等の専門知識とスキルを有する流通の“プロの力”を活用し、首都圏の小売・卸売業等に対する県ブランド産品の販路開拓及び情報発信、「売れる商品」に必要な商品力・営業力の強化について支援を行います。

1 事業内容((1)個別相談は無料、(2)商談代行及び(3)事後面談は有料【5万円】となります。)

(1) 個別相談(神戸市内会議室で実施)【無料】

- ① 首都圏での食品メーカー営業、バイヤー等、豊富な経験を有する「流通のプロ」(新日本スーパーマーケット協会所属の専門家)が、販路開拓に向けたアドバイスを実施します。
- ② 商談代行に向けて、「流通のプロ」が、商品カルテの内容精査や商品のチェックを行います。

<ポイント>

個別相談は無料ですので、販路開拓の疑問・不安・お悩みなど、「流通のプロ」にご相談ください!

(2) 商談代行(商談先：7社程度)【有料】(流通のプロが事前に商品リストを送付したバイヤーのうち興味を示した社)

- ① 「流通のプロ」が事業者に代わり、首都圏の高質・一般スーパー、百貨店、通信販売、卸、外食など多様な販売チャネルに対して、商品の案内及び商談を実施します。

<ポイント>

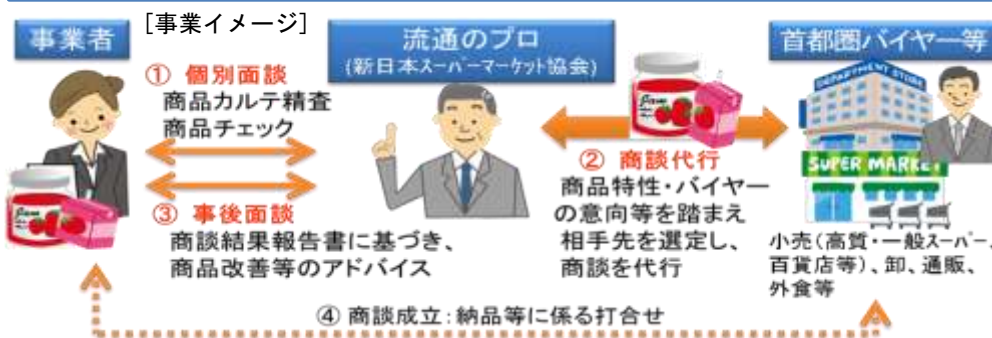
「流通のプロ」の営業でバイヤーの目にとまった場合、最終の直接交渉により商品の導入が見込めます!

(3) 事後面談(神戸市内会議室で実施)【有料：上記(2)との一体的な取組】

- ① 「流通のプロ」が、商談代行後、商談結果報告書(商談先担当バイヤーの反応等を記載)により結果を報告します。
- ② バイヤーからのコメントに基づき、「売れる商品」に必要な商品改善等をアドバイスします。

<ポイント>

バイヤーの生の声を聞いて、首都圏のニーズもとれ、「売れる商品」へのブラッシュアップ(磨き上げ)ができます!



新日本スーパーマーケット協会
正会員(スーパーマーケット)と賛助会員(卸売業・商社、食品メーカー、団体等)あわせて約1,200社を会員にもつ流通小売業界を代表する一般社団法人。全国最大の食品展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー」を始めとするビジネスマッチングの企画・開催、商品開発・改良、販路開拓、人材育成への支援など、多数の実績を有する。[HP] <http://www.super.or.jp/>

『事業応募者向け事前セミナー』のご案内【参加無料・様式1で申込みください】

- 1 日時 平成 29 年 5 月 25 日(木) 14:00~16:00 【事業に応募される方はできるだけご参加ください】
- 2 会場 神戸市教育会館 404 会議室(神戸市中央区中山手通 4-10-5(地図を裏面に掲載))
- 3 (1) 内容 「ひょうご五国のめぐみ “目指せ首都圏への販路開拓に向けて!”
①事業の仕組み ②売れる商品づくり ③商品カルテの重要性 ④営業力の強化
講師 新日本スーパーマーケット協会 販路開拓アドバイザー 長澤 睦 氏
(2) 事例発表「岩津ねぎの販路開拓 - 初めの第一歩」NOUEN 堀米祥平 氏(朝来市)

2 参加事業者要件等

- (1) 募集数 20事業者
- (2) 負担金 5万円／事業者
- (3) 応募要件

〔負担金に含まれる経費：流通のプロの活動経費
負担金に含まれない経費：商品サンプル提供経費、商品説明用パンフレット等〕

(事業応募、個別相談は無料、負担金は商談代行及び事業面談を実施する事業者から頂戴します。)

- ア 事業者要件(応募にあたっては、以下の全てを満たしていることが必要です。)
- ① 兵庫県内に本店もしくは支店を有する法人、団体、個人事業主であること。
 - ② 商品の継続的、安定的な生産体制が整っていること。
 - ③ 商品の製造工程管理がされていること。
 - ④ 製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。
 - ⑤ 協議会の審査結果に従うことに合意すること。
- イ 商品要件(応募にあたっては、以下の全てを満たしていることが必要です。)
- ① 兵庫県産の農林水産物を材料として使用している加工食品、または県内で生産された農林水産品であること(食品に限ります)。
 - ② 原則、自社製造の商品であること。(他メーカーへの委託製造は可)
 - ③ 既に発売している商品である、もしくは近日中に発売する商品であること。(試作品は不可)
 - ④ 商標権等の知的財産に関して問題等が生じていない商品であること。

3 参加事業者の決定

参加事業者は、協議会と「流通のプロ」が、応募内容について、事業趣旨、商品特性、兵庫県認証食品・ひょうご農畜水産物ブランド戦略策定品目等から総合的に判断し、6月上旬に決定します。

4 応募方法

(1) 応募書類及び申込期限

- ① 「様式1(申込書)」…平成29年5月19日(金)
- ② 「様式2(企業概要書)」「様式3(商品カルテ)」「様式4(商談リスト)」…平成29年5月31日(水)

(2) 応募方法

- ① 応募を希望する方は、「様式1(申込書)」をFAX又はメールで事務局に提出してください。
- ② 申込書を事務局で確認した後、申込書に記載のメールアドレスに「様式2(企業概要書)」「様式3(商品カルテ)」「様式4(商談リスト)」の電子データをお送りしますので、メールで事務局に提出してください。

※ 4種類の書類を全て提出いただいて、応募完了となります。様式1を提出し、事前セミナーを受講後、最終判断いただくことも可能です。

5 今後のスケジュール

- 平成29年5月19日(金)…「様式1(申込書)」提出締切
- 5月25日(木)…事業応募者向け事前セミナー開催
- 5月31日(水)…「様式2(企業概要書)」「様式3(商品カルテ)」「様式4(商談リスト)」提出締切
- 6月上旬…参加事業者の決定
- 6月…個別相談⇒ 8月又は9月…商談代行⇒ 10月…事後面談【スケジュール1】
- 10月…個別相談⇒ 12月又は1月…商談代行⇒ 2月…事後面談【スケジュール2】
- (参加事業者は、【スケジュール1】又は【スケジュール2】のいずれかを実施)
- 2月…実績報告会

6 応募・問合せ先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局 松本
住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号 兵庫県庁消費流通課内
TEL：078-362-3442 FAX：078-362-4276
Mail：shohiryutsu_07@pref.hyogo.lg.jp

